○農林水産省告示第千七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県福島市町庭坂字横道一の一、字蓬平一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の三から一の七まで、一の九、一の一三、在庭坂字中ノ堂一の四、一の八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百九十一号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第九十一条第一項の規定に基づき、電気事業法施行規則第九十一条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（平成二十年経済産業省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年九月十二日から適用する。

平成二十三年九月十二日

経済産業大臣　鉢呂　吉雄

第二条中「第五十一号」を「第五十二号」に改め、第五十三号を第五十四号とし、第四号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　北海道電力株式会社泊発電所　三号機

○国土交通省告示第九百四十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一、調査の種類　山村境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

岩手県　盛岡市、宮古市
秋田県　羽後町
新潟県　魚沼市
富山県　立山町
福井県　勝山市
岐阜県　中津川市、下呂市
静岡県　浜松市
愛知県　設楽町
三重県　度会町
兵庫県　加西市
鳥取県　日南町
高知県　室戸市
熊本県　八代市
大分県　佐伯市
宮崎県　日南市

四、調査期間　平成二十三年及び平成二十四年（ただし、静岡県浜松市、三重県度会町、高知県室戸市については、平成二十二年～平成二十四年）

○国土交通省告示第九百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸子赤目ヶ谷沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県静岡市駿河区丸子字赤目ヶ谷

六五二四番一
六五二五番一及び六五二五番二
六五四七番一から六五四七番三まで
六五四八番一及び六五四八番二
六五四九番
六五五二番及び六五五三番
六五五四番三から六五五四番五まで
六五五五番二
六五五七番
六五五八番一
六五五八番二の一及び六五五八番二の二
六五五九番一から六五五九番三まで
六五六〇番から六五六五番まで
六五六六番一から六五六六番四まで
六五六七番
六五六八番一から六五六八番六まで
六五六九番及び六五七〇番
六五七一番一から六五七一番四まで
六五七二番
六五七三番一及び六五七三番二
六五七四番一及び六五七四番二
六五七五番一から六五七五番四まで
六五七六番一及び六五七六番二
六五七七番一及び六五七七番二
六五七八番から六五八〇番まで
六五八一番一・六五八一番二合併
六五八二番から六五八四番まで
六五八五番一から六五八五番三まで
六五八六番一及び六五八六番二
六五八七番
六五八九番
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下田沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

静岡県周智郡森町鍛治島字下田

一七番一の一
一七番三
一七番五
一八番一の一及び一八番一の二
一八番二の一及び一八番二の二
一八番三及び一八番四
一九番一及び一九番二
二〇番一
二〇番二の一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県周智郡森町鍛治島字下田

一四番四地先河川敷　一号及び十四号
一四番一　二号及び三号
一五番二　四号
二一番　五号
一七番一の一　六号及び七号
二〇番一　八号
二〇番二の二　九号
二七番一　十号
二六番　十一号
二七番二　十二号
二八番一　十三号

○国土交通省告示第九百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神護川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十四年建設省告示第九十四号で指定した神護川の土地の区域の内、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市国府町神護

字深田　一九八番一地先水路敷　一号
一九一番一　三号
一九一番一地先水路敷　四号
一九三番地先水路敷　五号から八号まで

字向田　一九八番地先道路敷　二号

○国土交通省告示第九百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神護川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十四年建設省告示第九十四号で指定した神護川の土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市国府町神護

字向田　一九九番一　二〇〇番二地先水路敷　八号
字深田　一八九番地先水路敷　三号
一九二番一　六号
一九七番一　七号
字四月田　一六六番一　四号
一六五番一　五号